

[沿革]	平成6年4月例規(警)第8号	平成7年3月例規(警)第19号
	平成8年3月例規(警)第13号	平成8年12月例規(警)第31号
	平成9年4月例規(警)第5号	平成12年10月例規(警)第35号
	平成13年12月例規(警)第57号	平成14年2月例規(警)第11号
	平成14年11月例規(警)第72号	平成17年3月例規(警)第18号
	平成19年3月例規(警)第24号	平成21年8月例規(警)第34号

各部長・参事官・所属長

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年千葉県条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)等の施行に伴い、千葉県警察職員の勤務時間等に関する訓令(平成4年本部訓令第23号。以下「新訓令」という。)の一部を改正し、平成7年4月1日から施行することとしたので、下記事項に留意し、誤りのないようにされたい。

## 記

### 第1 職員の完全週休二日制

職員の完全週休二日制については、平成4年8月1日以降は、新訓令に基づき次により実施する。

#### (1) 毎日勤務で勤務する職員

4週間ごとの期間(平成元年4月2日を初日とする4週間及びこれに引き続く4週間ごとの期間をいう。以下同じ。)において、日勤勤務日を20日(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあっては20日以内)、週休日を8日(短時間勤務職員にあっては8日以上)となるように勤務の割振りを行う。

#### (2) 交替制勤務で勤務する職員

##### ア 三交替制勤務

3週間ごとの期間(平成元年4月2日を初日とする3週間及びこれに引き続く3週間ごとの期間をいう。)において、当番日を7日、日勤勤務日を1日、週休日を6日となるように勤務の割振りを行う。ただし、短時間勤務職員にあっては、4週間ごとの期間につき週休日が8日以上となるように勤務の割振りを行う。

##### イ 四交替制勤務

4週間ごとの期間において、当番日を7日、日勤勤務日を6日、週休日を8日となるように勤務の割振りを行う。ただし、短時間勤務職員にあっては、4週間ごとの期間につき週休日が8日以上となるように勤務の割振りを行う。

### 第2 勤務時間制度の運用

#### 1 週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)

##### (1) 週休日の振替等の要領

ア 業務上の必要により週休日に職員に勤務を命ずる場合は、可能な限り週休日の振替等によるものとし、当該職員の週休日の減少を避けるよう努めること。

イ 週休日に7時間45分以上の勤務を命ずる必要がある場合には、一の7時間45分勤務日に週休日の振替等を行うこととし、7時間45分を超えた分の勤務時間については、超過勤務として処理すること。

ウ 4時間の勤務時間の割振りの変更は、日勤勤務日の勤務時間の始まる時刻から連続する4時間又は勤務時間の終わる時刻までの連続する4時間について行うものとする。この場合、連続する4時間には休憩時間を挟んで引き続く場合も含まれる。

なお、4時間未満の勤務を命ずる場合は、超過勤務として処理すること。

エ 週休日の振替等を行った後において、1週間当たりの正規の勤務時間が38時間45分を超えないこと。

オ 週休日の振替を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、週休日に変更されることとなる勤務日の勤務時間の始まる時刻から終わる時刻までの時間帯に割り振ること。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要がある場合はこの限りでない。

カ 週休日の振替等により勤務することを命ずる必要がある日の休憩時間については、当該勤務を命ずる時間と同時間の勤務時間が割り振られている日の休憩時間に準ずるものとする。ただし、業務の必要上これにより難しい場合には、指定者は休憩時間について別に定め、職員に通知すること。

(2) その他

ア 勤務時間条例第9条に規定する休日については、週休日の振替等により週休日とし、又は割り振られた勤務時間を週休日に変更することは差し控えること。

イ 勤務時間条例第9条に規定する休日に職員に勤務を命ずる場合は、それが週休日でない限り、週休日の振替等はできない。

ウ 週休日の振替等により、新たに週休日となった日については、更に週休日の振替はできないので、当該日に勤務を命ずる場合には、超過勤務として処理すること。

2 承認申請等

(1) 新訓令第3条第2項ただし書(勤務区分の変更)、新訓令第5条の2第1項ただし書(毎日勤務の特別割振り変更)、新訓令第6条第3項ただし書(交替制勤務の割振り変更)、新訓令第6条第4項ただし書(交替制勤務の割振り変更)、新訓令第6条第5項(交替制勤務の変更)及び新訓令第10条第3項(出勤時間等の変更)の承認申請は、勤務区分の変更・毎日勤務の特別割振り変更・交替制勤務割振り変更・交替制勤務の変更・出勤時間等変更申請書(別記第1号様式)により行うものとする。

(2) 勤務の割振り変更の承認

新訓令第6条第3項により勤務の割振りを別に定める場合で、その期間が2週間を超えるときは、あらかじめ本部長の承認を必要とするが、甲号警備本部が設置される場合の変更は承認があったものとみなし、また、突発事案に対処するための変更は速やかに承認を受けるものとする。

(3) 所属長等の週休日の振替等

所属長以上の職にある者(ただし、地方警務官を除く。以下「所属長等」という。)の週休日の振替等は、週休日に新たに勤務時間を割り振る必要が生じ、かつ、週休日の振替等が可能な場合に、

- ・ 新たに勤務時間(7時間45分)を割り振ることとなる日
- ・ 新たに4時間の勤務を割り振ることとなる日

又は、

- ・ 新たに週休日に変更する日
- ・ 新たに4時間の勤務時間の割振りをやめることとなる日

のいずれかのうち、最初に到来する日の5日前までに所属長等の週休日振替等届(別記第3号様式)を警務部警務課長(以下「警務課長」という。)を経由し、本部長に届け出なければならない。(送付先～警務課庶務係)

第3 週休日の振替等の整理

1 勤務整理簿による整理

週休日の振替等は、千葉県警察の処務に関する訓令(昭和60年本部訓令第5号。以下「処務訓令」という。)に基づき、勤務整理簿により整理するほか、週休日の振替等簿(別記第4号様式)によりその経過を明らかにしておくこと。

2 週休日の表示

(1) 職員の週休日については、勤務整理簿の当該日欄に、「G」と表示すること。

(2) 勤務時間条例第9条に規定する休日のうち、週休日以外の日については「」と表示すること。

3 週休日の振替等の表示

(1) 週休日の振替を行う場合は、勤務することを命ずる必要がある日の下部に週休日に変更

される勤務日の「月／日」を表示すること。

- (2) 週休日に変更される勤務日には、「振」と表示し、その下部に、勤務することを命ずる必要がある日の「月／日」を表示すること。
- (3) 4時間の勤務時間の割振りの変更を行う場合には、勤務することを命ずる必要のある日に、「四」及び4時間の勤務時間の割振りを変更することとなる勤務日の「月／日」を表示すること。
- (4) 4時間の勤務時間の割振りの変更を行うことになる勤務日には、「四変」と4時間の勤務時間を割り振られる日の「月／日」を表示すること。

#### 第4 休日の代休制度の運用

- (1) 代休日の指定は、1日を単位として行うこと。
- (2) 代休日を指定する場合は、特に勤務することを命じた休日までに行うこと。
- (3) 代休日の指定を希望しない旨の申し出は、代休日の指定前に行うこと。
- (4) 休日の代休日の指定は、公務の運営に支障のない範囲で指定者がこれを指定することができるものとする。
- (5) 代休日の指定により、新たに休日となった日を再び他の勤務日等に代休日として指定しないこと。
- (6) 所属長等が、休日の代休日の指定を受ける場合には、当該休日の5日前までに所属長等の休日の代休日指定届（別記第5号様式）を、警務課長を経由し、本部長に届け出なければならない。（送付先～警務課庶務係）

#### 第5 代休日の指定の整理

##### 1 勤務整理簿による整理

代休日の指定は、処務訓令に基づき、勤務整理簿により整理するほか、休日の代休日指定簿（別記第6号様式）によりその経過を明らかにしておくこと。

##### 2 勤務整理簿上の代休日の指定の表示

- (1) 代休日の指定は、勤務することを命ぜられた休日の全勤務時間を勤務したことを確認の上、勤務することを命じた休日の欄の下部に代休日に指定された勤務日の「月／日」を表示する。
- (2) 代休日に指定された勤務日には、「代」と表示し、その下部に勤務することを命じた休日の「月／日」を表示すること。

#### 第6 留意事項

完全週休二日制の実施に伴い、勤務時間が短縮されることから、密度の濃い勤務の推進による超過勤務の削減及び業務処理の一層の簡素・合理化による効果的な勤務時間管理を図ることにより、完全週休二日制における業務処理体制の確立を図ること。

以下別記様式省略